

大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則

令和 2 年 3 月 3 1 日

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 4 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項及び第 3 項並びに第 9 条の規定に基づき、一般職の任期付職員の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第 2 条 任命権者は、条例第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき、経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

(辞令の交付)

第 3 条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、職員にその旨を明示した辞令を交付するものとする。

- (1) 条例第 2 条各項、第 3 条各項又は第 4 条各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合
- (2) 条例第 2 条各項、第 3 条各項又は第 4 条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が退職する場合

(特定任期付職員業績手当)

第4条 条例第7条第3項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第18号）第19条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法の特例)

第6条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の職務の級を決定しようとする場合の基準は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給料に関する規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第10号。以下「給料規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件を備えていることとする。ただし、給料規則第5条に規定する級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）において別に定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) その決定しようとする職務の級が、その者の占める職の属する職務の級であるか、又は当該職務の級より下位の職務の級であること。
- (2) その者の経験年数が、その決定しようとする職務の級について級別資格基準表に掲げる年数に達していること。

(一般任期付職員の号給の決定の特例)

第7条 新たに一般任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間を遡った日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該遡った日において給料規則第8条に規定する初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。